平成２５年（フ）第４４８号
千葉県流山市名都借199番地の１　コーポラスＮｏ．６―201
債務者　黒澤みゆき
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４５０号
千葉県柏市高柳1760番地11
債務者　長田健太郎
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４５５号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目33番地の14　ジュネパレス松戸702―Ｂ101号
債務者　刈谷　真美
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７号
山口県下松市旗岡２丁目６番３―106号
債務者　大山　　徹
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５７２号
神戸市東灘区御影本町８丁目３番18号　ＭＹＫＵＮさつき101号
債務者　大水　幸人
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０９号
神戸市長田区御蔵通１丁目24番地
債務者　北山　美樹（旧姓中根）
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７号
熊本県玉名市横島町横島5274番地
債務者　三津家由紀
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１４０号
広島県福山市駅家町大字近田87番地４　シャーメゾンＴＯＷＮ福山北Ａ102
債務者　石原　和枝
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１４１号
広島県福山市神辺町大字川南1069番地10　菅田アパート２号室
債務者　平本　一博
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１４７号
広島県福山市神辺町字徳田1704番地８
債務者　瀬戸　直子
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１５４号
広島県福山市曙町１丁目３番10―７号
債務者　小林　勝哉（旧姓本村）
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１５８号
青森市安方２丁目８番４号　第一マンション701号
債務者　見崎　眞知
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
青森県上北郡野辺地町字松ノ木111番地95　みちのくハイツ102号室
債務者　大水　雅仁
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
長崎県佐世保市梅田町110番地12、住民票上の住所長崎県佐世保市上原町459番地２
債務者　金ヶ江ヤス子
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４７３１号
大阪市生野区小路東２丁目21番３号
債務者　三宅官次郎
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１６号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目４番25―702号、前住所大阪府東大阪市池島町２丁目４番９号
債務者　今城　哲晶
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２７号
兵庫県加古川市尾上町安田199番地の１　シャルヴィ加古川204号
債務者　中上　聿子
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部